平成27年度　第二種金融商品取引業者説明会

「第二種金融商品取引業者に対する監督の現状等について②」

平成28年2月17日

財務省関東財務局
証券監督第三課

目次

１．第二種金商業者における事故等及び行政処分の状況等について
２．適格機関投資家等特例業務に対する規制の強化について

１．第二種金商業者における事故等及び行政処分の状況等について

（１）事故等

●事例１（ファンド販売業者）

①内容

業務方法書に規定されていない出資対象事業に係る匿名組合出資の私募の取扱いを行うとともに、登録申請書の記載事項を変更することなく特定有価証券等管理行為を行っていた。

②関係条文

金商法第31条第1項、第3項

③原因

みなし有価証券の私募の取扱いについては幅広く行うことが出来ると誤って認識していたこと、特定有価証券等管理行為に該当することの変更に気付かなかったことなど、法令等遵守部門の認識が誤っていたこと等のため。

④改善策

法令等遵守部門の拡充及び外部の弁護士等の確認を得る業務運営体制の構築。

●事例２（ファンド販売業者）

①内容

投資家に対して本来の配当金よりも多額の配当金を支払ってしまった。

②原因

ファンドの配当可能金額をエクセルファイルに入力し、そのデータを基に、システムにおいて投資家別に管理手数料及び配当額を算出しているが、配当可能金額に誤って過去の金額を入力してしまったため。

③改善策

エクセルファイルの入力の際の金額チェックを入力者以外の担当者も確認する二重チェック体制に改めた。更に、投資家別の配当額合計が配当可能金額と一致しているかを再度検算する体制に改めた。

●事例３（ファンド販売業者）

①内容

契約締結前交付書面に記載している顧客が負担すべき手数料と実際に負担する手数料が相違していた。

②関係条文

金商法第37条の3第1項第4号、金商業等府令第81条第1項

③原因

金商業者が顧客へ利益分配を行う際、銀行へ振り込みを行う時の手数料は、本来顧客が負担することになっていたが、取引銀行のシステムの機能上、顧客への振込金額から差し引くことができないことに気付かなかったため（取引銀行のシステム機能の確認不足）。

④改善策

速やかに、契約締結前交付書面を改正し再配布するとともに、取引銀行との打ち合わせ等の際の確認を複数者で行う体制に改めた（事前確認の徹底）。

●事例４（ファンド販売業者）

①内容

当社は自己の固有財産と顧客財産の分別管理を行うべく対応していたものの、金商業者の名義で通帳を別々にしているだけになっていた。

②関係条文

金商法第40条の3、金商業等府令第125条第2号ロ

③原因

担当者の法令解釈の誤り及び社内で担当者任せになっていたため。

④改善策

速やかに、口座の名義を変更し分別管理を徹底した。外部弁護士等を活用した担当者への法務教育の充実、法令等遵守担当者によるチェックの徹底。

●事例５（ファンド販売業者）

①内容

当社は分別管理口座として複数の口座を開設していたが、全て営業者名義になっており、名義によりファンド出資金の口座であることが明らかになっていなかった。

②関係条文

金商法第40条の3、金商業等府令第125条第2号ロ

③原因

口座名義について担当者任せになっており誰も気付かなかったため。

④改善策

速やかに、口座の名義を変更し分別管理を徹底した。事務処理全般についても二重確認体制に改めた。

●事例６（特例業務を行うファンド販売業者）

①内容

適格機関投資家等特例業務において複数のファンドで適格機関投資家からの出資が無かった。

②関係条文

金商法第63条第1項

③原因

複数のファンドを合算して適格機関投資家1名以上であればいいという法令解釈をしていたため。

④改善策

速やかに、適格機関投資家が不在の状態を解消した。法令等遵守態勢の強化を図るためコンプライアンス部門の強化を図った。

●事例７（ファンド販売業者）

①内容

取引時確認漏れ及び確認記録の作成漏れ。

②関係条文

犯罪収益移転防止法第4条、第6条

③原因

発行者や投資者（顧客）が同じグループの者であったことから、取引時確認等は不要であるという誤った認識を持っていたため。

④改善策

速やかに、確認漏れ及び確認記録の作成漏れを解消し、今回のようなケースについての認識誤りを防ぐため、社内マニュアルを改訂し、職員への周知を図った。

●事例８（ファンド販売業者）

①内容

取引時確認資料の徴求漏れ。

②関係条文

犯罪収益移転防止法第6条第1項

③原因

全ての投資家が営業者の知人や関係者であり、よく知っている者であったことから申込み時にあらためて本人確認書類を徴求し辛かったため。

④改善策

速やかに、本人確認書類を徴取した。社内の法令等遵守の徹底及び内部監査の徹底を図った。

●事例９（ファンド販売業者）

①内容

契約締結時等書面の交付漏れ。

②関係条文

金商法第37条の4

③原因

新規募集の際の書面交付漏れは無かったが、権利譲渡（売買等）において,地位譲渡契約書面等を準備していたものの、担当している部署の認識が漏れていたため交付漏れが発生。

④改善策

速やかに、契約締結時等書面を交付した。本件について法令研修の際に周知、確認書類一覧表に記載することで、交付漏れがないように改善を図った。

●事例10（ファンド販売業者）

①内容

取引残高報告書の交付漏れ。

②関係条文

金商法第37条の4、金商業等府令第98条第1項第3号

③原因

売買契約書に取引残高報告書と同一の内容を記載していることから売買契約書が取引残高報告書の交付義務を果たせるとの解釈を行っていたため。

④改善策

速やかに、取引残高報告書を交付した。社内掲示板において周知徹底、定期的な自主検査による事後検証を行うように改めた。

（２）行政処分の状況

平成27年（1月～12月）の**関東財務局監理（証券監督第三課担当）の第二種金融商品取引業者**に対する**行政処分（4件）**は、以下のとおり。

	処分日	業者名	端緒	処分事由	処分内容
1	H27.3.13	日本産業復興基金㈱	検査 会社勧告	・不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況（**登録申請書に虚偽の記載の貸借対照表を添付し登録を受けている**） ・金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況	①**登録取消し** ②業務改善命令
2	H27.12.18	㈱ＰＨＹＬＬＩＴＥ	監督	・登録を受けた営業所の所在地を確知できない状況	**登録取消し**
3	H27.12.18	㈱パシフィック ハウジング	監督	・登録を受けた営業所の所在地を確知できない状況	**登録取消し**
4	H27.12.25	㈱ヴァンネット	監督	・不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いときに該当する状況（**過去に償還を迎えたファンドにおいて、別のファンドの資金を流用し、実際の運用実績と異なる利回りで償還金等を支払い、そうした状況を認識しながら、新たなファンドを取得勧誘**）	①**登録取消し** ②業務改善命令

（３）その他留意事項

● 協会未加入業者について

・ 第二種金融商品取引業協会等の協会規則の内容の改正等については、随時フォローアップするとともに、直ちにそれに応じた社内規則の見直し（作成）を忘れないこと。

⇒協会未加入業者については、登録拒否要件に該当することになりかねないので注意が必要。
（金商業者等向け総合的監督指針Ⅴ-2-6　Ⅴ-3-1(2)参照）

２．適格機関投資家等特例業務に対する規制の強化について

（１）現行制度

◎ **適格機関投資家等特例業務とは**

適格機関投資家等（１名以上の適格機関投資家および４９名以内の一般投資家（アマ））を対象とするときに限り、当局に届出（注1）を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、業として登録が必要となる以下の２つの業務を行うことが可能となる（金商法第63条）。

①　ファンド持分の私募（自己私募）

②　ファンド財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用（自己運用）

（注１）届出事項は、商号、所在地、役員名のほか ファンドの名称及び適格機関投資家の名称等の形式要件のみ。
適格機関投資家（プロ投資家）とは、銀行、証券会社、保険会社、投資事業有限責任組合、金融庁に適格機関投資家として届出をした法人・個人等をいう（金融商品取引法第２条に規定する定義に関する内閣府令第１０条で限定列挙された者）。

適格機関投資家等特例業務制度を活用して組成されたファンドは、一般的に『プロ向けファンド』と呼ばれている。

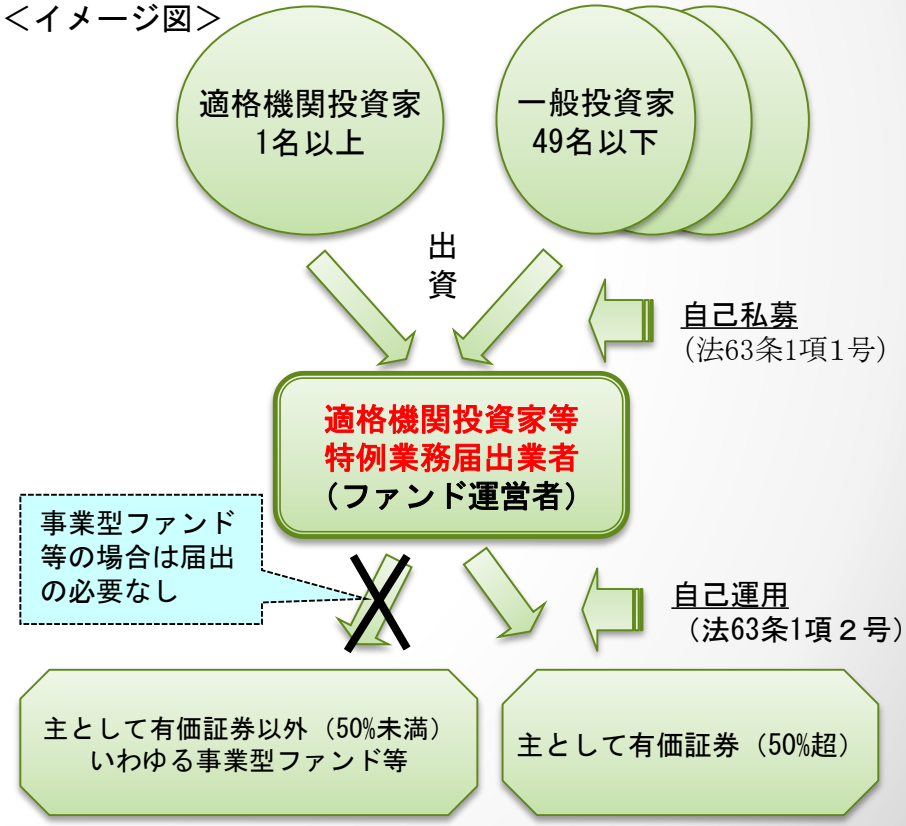

（２）平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律の概要
［平成27年5月27日成立・6月3日公布・28年3月1日施行］

制度の現状

○　投資運用業は、原則として登録制。ただし、１名以上の適格機関投資家（いわゆるプロ）及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家（アマ）により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能。

○　「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、
①他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、
　行政処分の対象となっていないこと、
②投資の素人にも販売が可能なこと、
から、投資家に被害を与えるケースが急増。

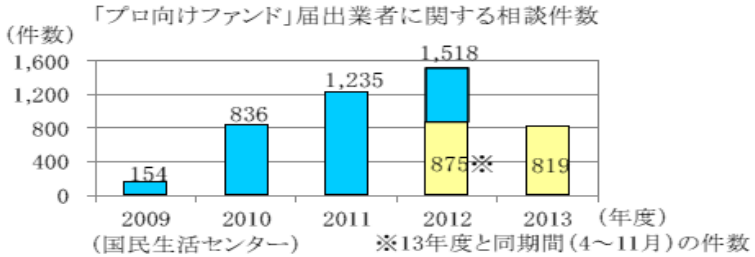

制度見直しの概要

○　ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、「プロ向けファンド」の制度について、以下の対応を図る。

①　届出者の要件等：欠格事由の導入、届出書の内容の拡充・公表　等
②　行為規制の拡充：適合性の原則（顧客の知識・経験等に照らし不適当な勧誘の禁止）、
　　リスク等の説明義務 等
③　問題業者への行政対応等：業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化　等

※　このほか、出資者の範囲について、投資判断能力を有する一定の投資家及びファンド業者と密接に関連する者に限定（政令事項）。
（ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されているベンチャー・ファンドについては、上場会社の役員等や新規事業の立上げ等の実務経験のある者等の出資も可。）

（３）平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント①

１．適格機関投資家等特例業務の届出者の要件

- 届出書の記載事項の拡充・公表【第63条第2項～第6項】
- 欠格事由（業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等）の導入【第63条第7項】

２．適格機関投資家の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定【第63条第1項】
（適格機関投資家となる投資事業有限責任組合については、運用資産残高（借入れを除く）が5億円以上であること）

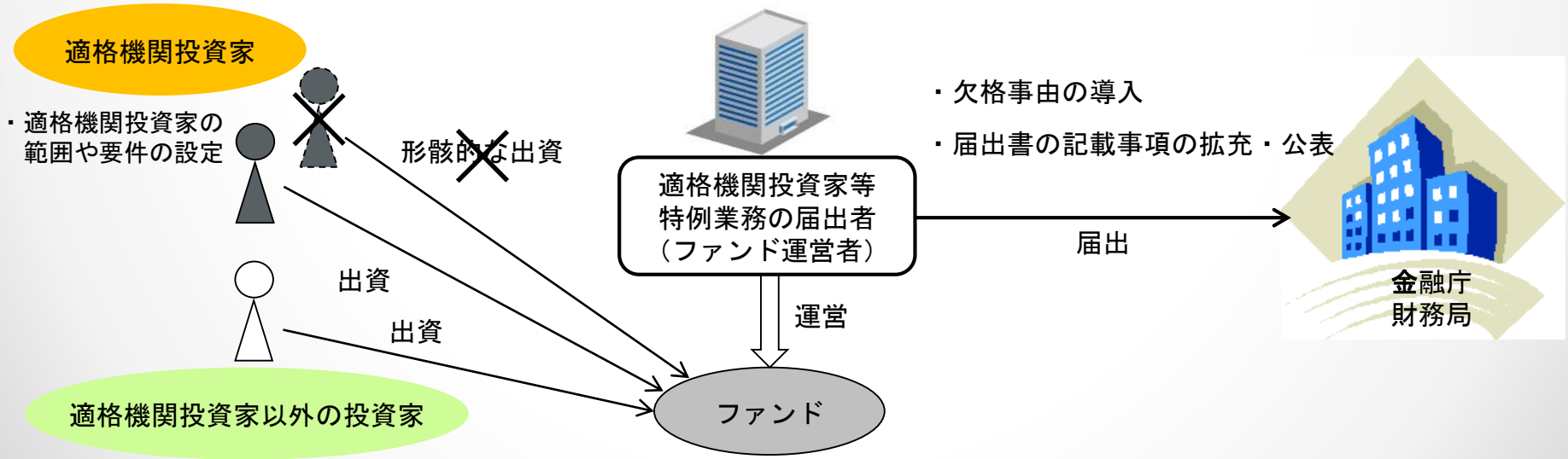

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント②

３．届出者に対する行為規制

- 登録金商業者と同等の行為規制を導入【第63条第11項】
  - 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面等の交付義務
  - 適合性原則（顧客の知識・経験等に照らし不適当な勧誘の禁止）
  - 忠実義務、善管注意義務
  - 投資家利益を害する取引行為の禁止　等

  ※　プロ間の自由な取引を阻害しない観点から、特定投資家との間の取引については、契約締結前の書面等の交付義務、適合性原則等は適用しない。
- 帳簿書類の作成・保存、事業報告書の作成・当局への提出等【第63条の4】

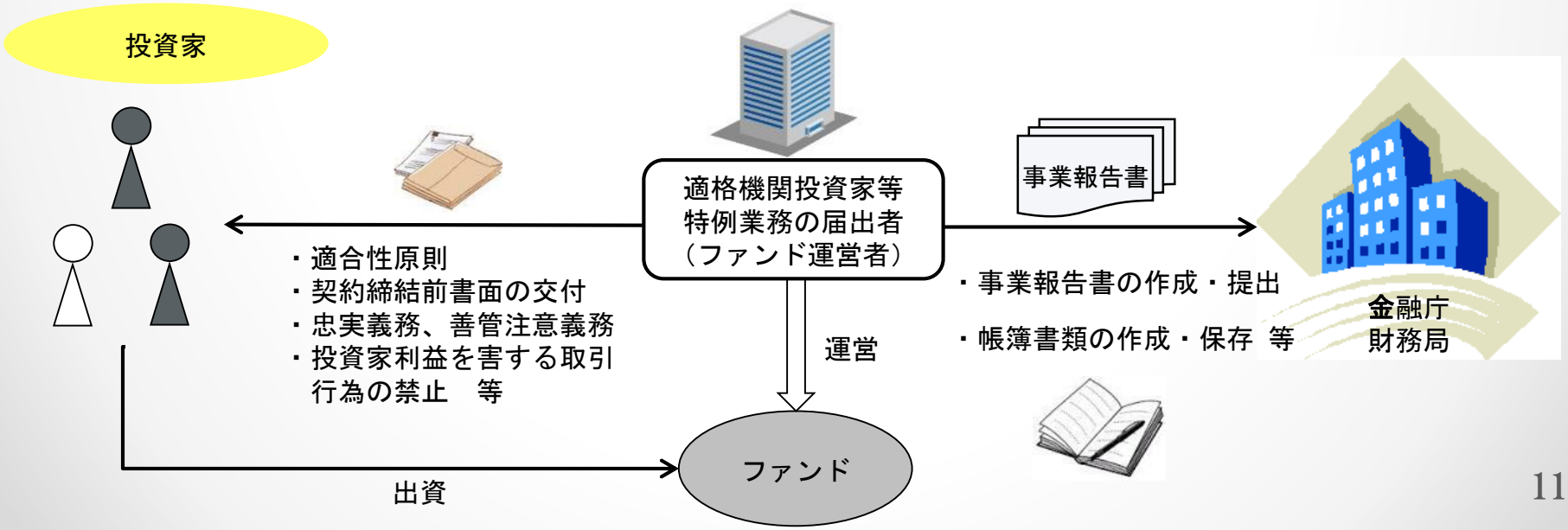

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント③

４．問題のある届出者への対応

- 監督上の処分（業務改善・停止・廃止命令）の導入【第63条の５】
- 実態把握・投資者保護の観点から、報告徴求・立入検査を行うことができることを明確化【第63条の６】
- 裁判所による禁止・停止命令の対象を、法律・命令違反となる場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大【第192条】
- 無届出・虚偽届出等に係る罰則の引上げ（懲役１年以下→５年以下）、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設（懲役５年以下・２年以下）【第197条の２、第198条の５】

・監督上の処分（業務改善・停止・廃止命令）の導入
・投資者保護の観点からの報告徴求・立入検査

・裁判所による禁止・停止命令の対象の拡大

・無届出・虚偽届出等に係る罰則の引上げ、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント④

○「プロ向けファンド」の出資者の範囲

現行

プロ向けファンド

※届出制（一般のファンドについては登録制）

- 適格機関投資家
  - 金融機関等
  - 【1名以上】
- ＋ 適格機関投資家以外
  - 属性に制限なし 一般個人も可
  - 【49名以内】

26年5月のパブリックコメント時の見直し案

プロ向けファンド

- 適格機関投資家
  - 金融機関等
  - 【1名以上】
- ＋ 適格機関投資家以外
  - ・上場会社
  - ・資本金５千万円超の株式会社
  - ・上場会社等の子会社・関連会社
  - ・年金基金※1
  - ・富裕層個人※2
  - ・資産管理会社
  - ・ﾌｧﾝﾄﾞ運用者の役職員等
  - 【49名以内】
  - 一般個人は不可

※1 投資性金融資産を100億円以上保有する厚生年金基金･企業年金基金

※2 投資性金融資産を1億円以上保有する個人投資家

➢ 出資者の範囲を投資判断能力を有する一定の投資家及び特例業者と密接に関連する者に限定（政令で規定）

今回の見直し案

プロ向けファンド

- 適格機関投資家
  - 金融機関等
  - ※形骸的なプロを排除
  - 【1名以上】
- ＋ 適格機関投資家以外
  - （5月の見直し案に加えて、）
  - ・国、地方公共団体等
  - ・純資産又は資本金５千万円以上の法人
  - ・ﾌｧﾝﾄﾞ運用者の親子会社等
  - ・ﾌｧﾝﾄﾞ運用者の親子会社等の役職員等
  - 【49名以内】
  - 一般個人は不可

➢ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されることを前提に、ベンチャー・ファンドについては、以下のような者の出資も可

- 上場会社等の役員・元役員
- 弁護士、会計士、税理士
- 新規事業の立上げ等の業務に直接携わった経験があり、専門的な知識や能力を有する者　等

平成27年度　金融商品取引法の一部を改正する法律のポイント⑤

● 第二種金商業者で改正法施行前に特例業務届出等を行っている者は、経過措置期間内（28年8月31日まで）に「金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特例業務に関する届出書」を関東財務局（各財務事務所）へ届け出る必要がある。

（追加添付資料）
・誓約書（欠格事由に該当しないこと又はいずれに該当するかを記載した書面等）
・法人である場合は、定款及び登記事項証明書
・その他、内閣府令に定める事項

（４）今後の行政の対応

●「金融行政方針」抜粋　（平成２７年９月金融庁公表資料）

本年5月に成立した改正金融商品取引法の施行に向けて、政府令及び監督指針を策定するとともに、業者･消費者の双方に対し、新制度の周知に努める。

また、同法の施行後においては、届出事項や行為規制が拡充され、業務改善･停止･廃止命令等の監督権限も整備されることから、過去に警告書を発出した等の問題業者に対し、必要に応じて、検査や監督上の対応を行う。さらに、悪質な業者が判明した場合は、必要に応じて警察当局との連携も引き続き行う。

なお、問題業者に適格機関投資家として出資している金融商品取引業者等についても、厳正に対処する。

●具体的行政対応等

① 届出事項の拡充及び届出者の欠格事由の導入を踏まえ、届出時における確認の徹底。

② 問題リスト掲載業者（右記参照）に対して、法施行後、実態確認のうえ、必要に応じて、業務改善・停止・廃止命令を発出するなど、厳正に対応。

③ 出資者の範囲が、投資判断能力を有する一定の投資家等に限定されるほか、行為規制が大幅に拡大されることから、高齢者等への悪質な勧誘が認められた場合は、行政処分（業務改善･停止･廃止命令）を見据え、速やかに対応。

＜参考＞ 問題リスト掲載業者の状況

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
届出者数（A）※1	3,218	3,017	3,022	3,123
問題リスト掲載業者数（B）※2	256	533	520	603
警告書発出	12	21	48	67
報告命令に応じない	169	346	392	475
連絡がとれない	78	186	278	356
届出書提出義務違反 ※3	-	438	325	314
問題リスト掲載業者数の割合（B/A）	8.0%	17.7%	17.2%	19.3%

※1　各年度末現在。
※2　同一業者が複数内容で問題リストに掲載されている場合があり、「問題リスト掲載業者数」と内訳の合計数は一致しない。
※3　平成24年4月に提出が義務付けられたファンドの名称や適格機関投資家の名称等を記載した届出書の不提出。

財務省関東財務局 証券監督第三課

郵便番号：330-9716
住所：さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館
電話：048-600-1111（代表）

関東財務局ＨＰ
http://kantou.mof.go.jp/index.html
金融商品取引業（第二種業、投資助言・代理業）の届出について
http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp033000080.html